

様式第2号（第8条関係）

会 議 録

- 1 会議の名称 令和8年 第1回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和8年2月27日（金） 午後2時30分 から 午後3時35分 まで
- 3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 教育委員 八木 洋子、松下 陽子、山本 正和、森下 正章
教育長 石原 一則
 - (2) 執行機関 （事務局）教育総務課長 柴 亨
社会教育課長 向島 裕人
教育総務課管理主事 太田 由喜
教育総務課教育総務室長 和田 昭宏
教育総務課指導主事 守谷 洋紀
 - (3) その他 なし
- 5 議 題
 - 議案第1号 令和7年度末教職員人事異動内申について（非公開）
 - 議案第2号 川根本町教職員住宅管理規則の一部改正について
 - 議案第3号 川根本町立学校体育施設使用条例施行規則の一部改正について
 - 議案第4号 川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱の一部改正について
 - 議案第5号 川根本町要保護・準要保護就学援助費事務取扱要領の一部改正について
 - 議案第6号 川根本町教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正について
 - 議案第7号 川根本町教職員の自家用車の公務使用に関する要領の一部改正について
 - 議案第8号 川根本町立義務教育学校処務規程の一部改正について
 - 議案第9号 川根本町文化会館条例施行規則の一部改正について
 - 議案第10号 川根本町社会教育関係団体活動事業費補助金交付要綱の一部改正について
 - 議案第11号 川根本町文化財保存整備等事業費補助金交付要綱の一部改正について
 - 議案第12号 川根本町地域生涯学習推進事業費補助金交付要綱の一部改正について
 - 議案第13号 川根本町市町対抗駅伝競走大会参加事業費補助金交付要綱の一部改正について
 - 議案第14号 川根本町川根地区カヌー競技振興事業費補助金交付要綱の一部改正について
 - 議案第15号 川根本町カヌー・SUPの借用に関する規程の制定について
 - 議案第16号 令和8年度教育費歳入歳出予算（案）について
 - 議案第17号 令和7年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について
(追加議案)
 - 議案第18号 川根本町私立幼稚園事業費補助金交付要綱の一部改正について
 - 議案第19号 川根本町私立幼稚園就園奨励事業費補助金交付要綱の廃止について
 - 議案第20号 川根高校後援会活動事業費補助金交付要綱の一部改正について
 - 議案第21号 川根本町中学生・義務教育学校後期課程生徒及び高校生海外研修事業実施要

綱の一部改正について

議案第22号 川根本町本川根 B&G 海洋センター条例施行規則の一部改正について

議案第23号 川根本町社会体育施設条例施行規則の一部改正について

議案第24号 川根本町生涯スポーツ広場条例施行規則の一部改正について

議案第25号 川根本町伝統文化伝承館条例施行規則の一部改正について

6 会議資料の名称 議案第1号～議案第25号

7 発言の内容

教育長 ただ今の出席者は5名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定による教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。よって、令和8年第1回川根本町教育委員会は成立しましたので、開会します。

これより会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

会議の公開及び会議録の公表について発言します。

お諮りします。

議案第1号 令和7年度末教職員人事異動内申については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第1号に関する件については出席者の3分の2以上の同意を得ましたので、非公開といたします。

なお、同議案は会議録につきましても非公開とすることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議事に入ります。

最初に、議案第1号 令和7年度末教職員人事異動内申について、を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第1号 令和7年度末教職員人事異動内申について、提案理由をご説明いたします。

県費負担教職員の人事異動につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、市町村教育委員会の内申をもって都道府県教育委員会が任免を行うことになっております。

それでは、令和7年度末教職員人事異動内申について、お手元に配付した各学校の人事異動内申案に基づき説明いたします。

(内容については非公開)

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第1号 令和7年度末教職員人事異動内申については、原案のとおり承認いたします。

教育長 次に、議案第2号 川根本町教職員住宅管理規則の一部改正について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第2号 川根本町教職員住宅管理規則の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

本改正は、中川根教職員住宅の解体に伴い、規則第2条で規定する教職員住宅の名称及び位置を定めた別表第1、及び第7条で規定する入居者の貸付料を定めた別表第2について、中川根教職員住宅に関係する項目を削除するものです。

ご審議の上ご採択賜りますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか」

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第2号 川根本町教職員住宅管理規則の一部改正については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、川根本町立学校体育施設使用条例施行規則の一部改正について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第3号 川根本町立学校体育施設使用条例施行規則の一部改正について、

提案理由の説明をいたします。

本改正は、町の社会体育施設等の使用手続きが施設予約システムを導入して予約管理を行うこととなり、町立学校体育施設の使用手続きについても、同システムを利用して施設予約を行った場合の手続きについての規定を改めるもの

です。

ご審議の上ご採択賜りますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第3号 川根本町立学校体育施設使用条例施行規則の一部改正については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第4号 川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱の一部改正について、議題第5号 川根本町要保護・準要保護就学援助費事務取扱要領の一部改正については関連がありますので、一括議題といたします。

朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第4号 川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

令和8年度から学校部活動の地域移行に伴い、家庭の経済的理由により就学援助等が必要な児童生徒が他の児童生徒と同水準で活動ができるようクラブ活動に係る費用について必要な支援を行えるように改正するものです。また、本改正に合わせて第10条で定める就学援助費の支給方法について、保護者本人に直接または口座振込により支給することができるように改めるものです。

続きまして、議題第5号 川根本町要保護・準要保護就学援助費事務取扱要領の一部改正について、案理由の説明をいたします。川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱の一部改正に伴い、本取扱要領について改正するものです。令和8年度から学校部活動の地域移行に伴い、家庭の経済的理由により就学援助等が必要な児童生徒が他の児童生徒と同水準で活動ができるようクラブ活動に係る費用について必要な支援を行えるよう、「7 給与に関する手続き等」の対象経費等に加えるとともに「8 給与費目及び給与対象経費」の表中に、国の要保護児童生徒補助金制度で定める項目及び金額に準じて、クラブ活動費に関する費目を追加するものです。

なお、本改正に合わせて、要領中、「7 給与に関する手続き等」で規定する支給方法を、保護者本人に直接または口座振込により支給することに改め、同項目(4)の学校給食費において、令和8年度からの小学校の学校給食費無償化に伴う所要の改正を行うものです。

ご審議の上ご採択賜りますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第4号 川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱の一部改正について、議題第5号 川根本町要保護・準要保護就学援助費事務取扱要領の一部改正については原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第6号 川根本町教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正について、議案第7号 川根本町教職員の自家用車の公務使用に関する要領の一部改正については関連がありますので、一括議題といたします。
朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第6号 川根本町教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正について提案理由の説明をいたします。

教職員の自家用車の公務使用について、校長へ申請書を提出する際に、免許証のほか、自動車検査証、自賠責保険証明書及び任意保険契約書の原本を提示し、その写しを申請書に添付することとし、申請事項に変更が生じた場合においても同様とするように改め、自家用車の公務使用における関係書類の確認の徹底を図るものです。なお、本要綱で定める様式第1号 公務に使用する自家用車申請承認書・承諾書についても、申請事項の更新欄を削除した様式に改正するものです。

なお、改正内容は、榛原郡内各学校県事務職員による学校事務改善検討委員会で改正方針が示された箇所について改正を行うものです。

続きまして、議案第7号 川根本町教職員の自家用車の公務使用に関する要領の一部改正について提案理由の説明をいたします。

本改正は、同要領第3条で規定する教職員の自家用車の公務使用に関する使用承認基準、並びに第4条で規定する使用承認の制限について規定する承認権限者について、学校長、所属長とあるのを校長に改めるものです。

ご審議の上ご採択賜りますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第6号 川根本町教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正について、及び議案第7号 川根本町教職員の自家用車の公務使用に関する要領の一部改正については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第8号 川根本町立義務教育学校処務規程の一部改正について、を議題といたします。

朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第8号 川根本町立義務教育学校処務規程の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

本改正は、教職員の特別休暇取得承認申請様式の改正及び休職承認申請及び復職承認申請時に提出する関係書類等について、静岡県条例改正に伴い、町の義務教育学校処務規程を改正するものです。

なお、改正内容は、榛原郡内各学校県事務職員による協議会等で改正方針が示された箇所について改正を行うものです。

ご審議の上ご採択賜りますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第8号 川根本町立義務教育学校処務規程の一部改正については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第9号 川根本町文化会館条例施行規則の一部改正について、を議題といたします。

朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第9号 川根本町文化会館条例施行規則の一部改正について、提案理由を説明します。

議案資料9ページをご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町文化会館条例施行規則の一部改正は、施設予約システムの導入されることに伴い、予約受付期間と、使用許可の申請及び使用の許可の一部を改正するものです。

以上、議案第9号 川根本町文化会館条例施行規則の一部改正について説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。
よって、議案第9号 川根本町文化会館条例施行規則の一部改正については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第10号 川根本町社会教育関係団体活動事業費補助金交付要綱の一部改正について、を議題といたします。
朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第10号 川根本町社会教育関係団体活動事業費補助金交付要綱の一部改正について、提案理由を説明します。
議案10ページをご覧ください。

今回の改正についてですが、社会教育関係団体の中で文化協会活動補助金は従来、2,000千円と定められておりました。

しかし、令和8年度から補助金の見直し時期を迎えたことから、関係団体との協議を行い、過去5年間の実績を検証した結果、1,500千円を超える実績がなく、今後も現状を超える事業展開は困難であると判断いたしました。

つきましては、補助金を500千円減額し、1,500千円とする改正案を提出いたします。

また、附則に定めている「適用期間」については、令和10年度末までの3年間延長することを併せてご審議いただきたく存じます。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。
よって、議案第10号 川根本町社会教育関係団体活動事業費補助金交付要綱の一部改正については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第11号 川根本町文化財保存整備等事業費補助金交付要綱の一部改正について、議案第12号 川根本町地域生涯学習推進事業費補助金交付要綱の一部改正について、議案第13号 川根本町市町対抗駅伝競走大会参加事業費補助金交付要綱の一部改正について、議案第14号 川根本町川根地区カヌー競技振興事業費補助金交付要綱の一部改正について、は関連がありますので、一括議題といたします。
朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第11号 川根本町文化財保存整備等事業費補助金交付要綱から、議案第

14号 川根本町川根地区カヌー競技振興事業費補助金交付要綱等に関する一部改正概要について、ご説明いたします。

議案11ページ・14ページをご覧ください。

今回の改正内容は同一で、まとめてご説明申し上げます。

今回提案いたしました議案第11号から議案第14号までの補助金につきまして、それぞれの補助金要綱の附則により、令和8年度分から補助金の見直し時期にあたっております。

これまでの補助金の効果や補助率、各事業の実績および関連団体の現状等を調査した結果、引き続き現状どおりの補助率および予算での交付を希望しております。

そのため、各補助金の附則に定められております「適用期間」について、令和10年度末までの3年間、延長することについてご諮問申し上げます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第11号 川根本町文化財保存整備等事業費補助金交付要綱の一部改正について、議案第12号 川根本町地域生涯学習推進事業費補助金交付要綱の一部改正について、議案第13号 川根本町市町対抗駅伝競走大会参加事業費補助金交付要綱の一部改正について、議案第14号 川根本町川根地区カヌー競技振興事業費補助金交付要綱の一部改正については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第15号 川根本町カヌー・SUPの借用に関する規程の制定について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第15号 川根本町カヌー・SUPの借用に関する規程の制定について、提案理由を説明します。

議案15ページをご覧ください。

本年度、企業版ふるさと納税により寄贈していただいたカヌー及びSUP（サップ）を有効に活用するため、広く貸出を行います。これにより、地域の自然資源を活用した町の新たな魅力として発信していきたいと考えています。

つきましては、川根本町カヌー・SUPの借用に関する規程を制定し管理や貸出のルールを整備するため、川根本町カヌー・SUPの借用に関する規程を提出するものです。

以上、議案第15号、川根本町カヌー・SUPの借用に関する規程を制定の承認について説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。
よって、議案第15号 川根本町カヌー・SUPの借用に関する規程については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第16号 令和8年度教育費歳入歳出予算(案)について、を議題とします。
朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 別紙の令和8年度教育費関係の当初予算について説明いたします。
予算は、提案者が町長で審議議決は議会になりますが、教育委員会所管となる予算に対し、教育委員会の意見を求めるものです。
それでは、最初に教育費全体の令和8年度予算額についてご説明させていただき、主要な政策等について資料を基に説明させていただきます。
それでは、最初に教育費全体の予算額を申し上げます。予算関係資料の1ページをご覧ください。
教育費、本年度要求額、総額8億6,089万2千円昨年度比987万8千円の増額になります。
1項 教育総務費は、3億6,764万円で、昨年度比3,507万8千円の減額です。
1目 教育委員会費は教育委員の報酬などを計上し、99万7千円で6万1千円の減です。
2目 事務局費は、事務局職員の人件費を計上し、7,358万5千円で104万5千円の増額です。
3目 教育諸費は、1億1,098万9千円、前年比805万5千円の減額です。これは、義務教育学校8年生の海外研修事業の減額が主な減額の要因です。
4目 通学バス等運営費は、6,166万6千円で200万円の増額です。スクールバス人件費の増額が要因です。
5目 地域若者教育推進費は1億2,040万3千円で、前年比3,000万7千円の減額です。これは、寄宿舎契約に伴う減額と、インド研修が企画費で予算要求したことによる減額です。
2項 義務教育学校費は、2億412万5千円です。
1目 学校管理費は義務教育学校2校分の管理費です。7,148万9千円の増額になります。
増額の主な理由は、三ツ星学園第一体育館空調設備工事及び光の森学園体育館空調設備設計費などが増加したことが主な理由です。

2目は義務教育学校2校分の学校振興費です。予算関係資料の2ページの一番下の行をご覧ください。

10款4項4目、学校給食施設費は9,167万5千円、前年比88万6千円の増額で増額の主な理由は、電源立地補助金を活用して購入する備品購入費の増額を予定しています。

次に、主要事業調書の説明をしますので3ページをご覧ください。最初に第2次ICT教育推進業務委託です。

これは、これまで整備したICT教育環境を町、CBBSとベネッセコーポレーションによる契約で授業・校務及びICT環境の維持を委託するもので、令和4年度から令和9年度7月までの5か年契約を締結しており、令和8年度の契約分4,744万4千円を計上しています。

次に、4ページは地域クラブ活動事業です。令和8年度予算要求額885万6千円です。

これは国が示す令和8年度までに部活動を令和8年度までに完全地域移行することを目的に川根本町で取り組んでいる事業予算です。

令和8年度は本格移行で部活動指導員の報酬と地域総合クラブ運営委託料が主な支出となっています。

次に、5ページ、不登校・いじめ対策事業（フリースペース）事業です。令和8年度予算要求額205万3千円です。

この事業は、令和7年度から行い、川根本町内の義務教育学校において不登校児童生徒が現時点で9名の方が学校に行けていない状況です。

町として、だれ一人取り残さない学びの環境づくりとして学校になじめない不登校児童生徒の居場所づくりを確保することが目的で、対応する支援員の報酬や施設設備の費用を予算要求しました。

次に、6ページ特別支援教育支援システム導入事業です。新規事業になります。予算要求書額605千円で、システム導入により、教育支援計画作成や発達段階に応じた教材選びができ、教諭の教育内容等、充実を図ることを目的としています。

次に、7ページ、義務教育学校8年生海外研修事業です。予算要求額2,545万7千円です。議案第20号で説明しましたが、令和8年度からは、町内義務教育学校8年生を対象にしていきます。

次に、8ページ、9ページ、スクールバス運行管理業務です。令和8年度予算要求額6,166万6千円です。

この事業は、町内9路線のスクールバスを運行管理し、児童生徒の通学などの交通手段を確保するものです。

次に、10ページ、奥流・南麓寮運営管理業務です。令和8年度予算要求額7,701万円です。

この事業は、川根高校の寄宿舎として2つの寄宿舎を運営するための経費を計上しています。

次に、11ページ、公営塾指導管理業務委託事業です。令和8年度予算要求額3,404万7千円です。

この事業は、川根高校の魅力化と都市部に行かなくては塾に通えない状況を克服するため公営塾を設置し学力の向上の機会を提供するための委託事業費です。

次に、12ページ、義務教育学校体育館空調設備設置工事です。令和8年度は

三ツ星学園体育館空調設備・受変電設置工事を行い、また、光の森学園の体育館設計業務委託料になります。令和8年度予算要求額8,652万6千円です。

次に、13ページ光の森学園通信機器及びプリンターリスプレース作業費です。令和8年度予算要求額550万です。

この機器は既に学校にあるものですが、設置後7年以上が経過していることで、iPadを活用した授業に影響を起こしているため、更新を行うものです。

次に、20ページ、給食食材費負担軽減事業です。令和8年度予算要求額539万8千円です。

この事業は、学校給食に係る給食費の一部を町が負担することで、子育て世代の負担軽減を図り、子育てしやすい町づくりを目指す一環の取組として行うものです。前期課程にあたっては、国庫補助と合わせ無償化とし、後期課程にあたっては、現在の給食費を維持していきます。

なお、各事業の詳細は資料にて確認をお願いいたします。次に社会教育費について向島課長より説明いたします。

令和8年度 教育費歳入歳出予算（案）について、予算関係資料1ページをご覧ください。

3項 社会教育費の本年度要求額は、1億3,444万円です。

1目 社会教育総務費は、6,883万8千円で前年比131万7千円の減額での予算を計上しています。

内容としましては、社会教育委員会の他、各種委員会に要する経費、放課後子供教室に要する経費、図書ネットワーク事業やブックステップ事業など図書関連事業に要する経費、文化財事業等に要する経費、また地域学校協働本部伴う人件費などを計上しております。

主要事業としましては、資料の14ページをご覧ください。「義務教育学校5年生県外体験学習事業」で予算要求額は、333万6千円です。

毎年行っている事業ですが、来年度の研修先は今年度と変わらず九州方面で、研修日数を暑い時期ということもあり児童の体力的負担の軽減を考慮し、今年度から1泊2日に変更して実施いたします。また、今年度からは、教諭の負担軽減という観点から学校教諭の引率をなくしております。

続きまして、資料15ページをご覧ください。「図書室運営・図書ネットワーク事業」に関する経費で、予算要求額は2,021万4千円です。

この事業の中で、令和8年度の新規事業としましては 2の事業概要の移動図書館車に係わる経費で、移動図書館車空調設備修繕費に78万1千円の予算を要求しております。

資料1ページに戻りまして、2目 生涯学習推進費は、649万6千円で、131万7千円の減額で予算を計上しています。主要事業としましては、資料の16ページをご覧ください。

「地域で取り組む生涯学習事業」に関する経費で、予算要求額は419万8千円で、76万8千円の減額で予算を計上しています。

その他、各種講座・教室の開催、ふるさと発見団、海の子山の子交流教室、むつみ学級・すこやか大学、家庭教育学級、青少年教育、文化協会地域生涯学習活動派遣事業等に要する経費を計上しております。

資料1ページに戻りまして、3目 資料館運営費は、1,429万7千円で196万3千円の増額です。

増額の要因としましては、会計年度任用職員の人件費の増額によるもので

す。その他、資料館運営費として、修繕料、建物清掃や空調設備保守点検などの委託料などを計上しております。

資料1ページに戻りまして、4目 文化会館運営費は、4,386万6千円で2,263万9千円の減額で予算を計上しています。工事費の減額が主な要因です。

資料17ページをご覧ください。文化会館の主な事業として、文化公演事業があります。935万1千円を予算要求しております。

自主事業パートナー委託料で800万円、年2回実施しております「たんぼぼ劇団公演」に101万円計上しており、その他広告料等になります。

その他の文化会館運営費の内容は、施設の運営、文化芸術の提供、生涯学習、図書室事業等に要する経費を計上してあります。

1ページにお戻りください。5目 伝統文化伝承館運営費は94万3千円で、11万6千円の減額で予算を計上しています。減額の主な理由は、工事費の減額が主な要因です。

施設の維持管理に係る光熱水費・施設修繕・浄化槽管理・周辺整備の事業費を計上しています。

次に4項 保健体育費は、1億5,468万7千円です。資料2ページをご覧ください。

1目 保健体育総務費は、1,647万8千円で564万8千円の増額です。増額の主な要因は、資料18ページをご覧ください。

今年度、新規事業としてカヌー魅力化コーディネーターの配置を549万2千円の増額で予算を計上しています。

次に資料19ページをご覧ください。

昨年度から予算を計上している「プロスポーツチームとの連携事業」として、プロスポーツ観戦バスの運行、スポーツ体験教室の開催、合宿事業費助成等を実施し、町の活気・賑わいの創出や未来を担う青少年の健全育成を図っていくために、193万5千円の予算要求をしております。

その他、保健体育総務費では、スポーツ推進員や体力づくり地区推進員の活動に要する経費、スポーツイベントに要する経費、スポーツ少年団事業費補助金、川根本町体育協会事業費補助金などを計上しております。

資料2ページにお戻りください。

2目 体育施設費は、1,159万8千円で2万1千円の減額で、町営のグラウンド・サッカー場・弓道場、夜間照明施設、生涯スポーツ広場、夜間使用学校体育館の維持管理に要する経費を計上してあります。

資料2ページをご覧ください。

3目 海洋センター運営費は、3,493万6千円で668万8千円の増額で、軽スポーツの普及やスポーツイベントの開催、カヌー出前教室や水泳教室等の実施、中高年向けの運動教室・高齢者向け転倒予防教室の実施、カヌー普及関連事業、施設の維持管理に要する経費を計上してあります。

増額の主な要因は、公用車の車検代による増額です。

社会教育課関連の令和8年度 教育費歳入歳出予算（案）についての説明は以上です。

教育長

説明が終わりました。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。
よって、議案第16号 令和8年度教育費歳入歳出予算(案)については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第17号 令和7年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について、を議題とします。
朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第17号 令和7年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について提案理由の説明をいたします。
川根本町教育委員会表彰は、川根本町の義務教育学校に在学する児童、生徒及び教職員で優秀な成績、功績顕著なるものに対して、団体及び個人を表彰するものです
受賞者は、校長から推薦されたもののうちから、教育委員会が決定するものです。
令和7年度に校長から推薦のあったものは、三ツ星学園児童生徒21人と2組、光の森学園児童生徒9人で、両校教職員の対象者はいません。
以上、よろしくご審議願います。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。」

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり決定することで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第17号 令和7年度川根本町教育委員会表彰受賞者は、原案のとおり決定します。

教育長 次に、議案第18号 川根本町私立幼稚園事業費補助金交付要綱の一部改正について、を議題といたします。
朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第18号 川根本町私立幼稚園事業費補助金交付要綱の一部改正について、提案理由の説明をいたします。
町の補助金の適正化についての方針では、町単独補助金の同一団体への交付は、3年をもって見直しをすることされております。
現在、さゆり幼稚園への入園児数の減少に伴い休園となっており、本要綱に

よる補助金は令和4年度予算で執行後、交付の実績はありません。今後、再開となれば本要綱による補助金交付を予定しており、今回、補助金の適用期間を令和10年度まで延長するものです。

ご審議の上ご採択賜りますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第18号 川根本町私立幼稚園事業費補助金交付要綱の一部改正については、原案のとおり承認します。」

教育長 次に、議案第19号 川根本町私立幼稚園就園奨励事業費補助金交付要綱の廃止について、を議題といたします。

朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第19号 川根本町私立幼稚園就園奨励事業費補助金交付要綱の廃止について、提案理由の説明をいたします。

町は、これまで私立幼稚園に通う子どもで、特に低所得世帯に対して 幼児教育の保護者負担軽減に取り組んできましたが、現在は、令和元年10月から国制度による「幼児教育の無償化」が実施されており、幼稚園に就園する3歳から5歳児に係る保育料の保護者負担は原則無償となっている状況です。

このため、無償化以降は、本要綱による補助金は執行されておらず、本要綱について廃止するものです。

ご審議の上ご採択賜りますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第19号 川根本町私立幼稚園就園奨励事業費補助金交付要綱の廃止については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第20号 川根高校後援会活動事業費補助金交付要綱の一部改正について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明

を求めます。

事務局 議案第 20 号 川根高校後援会活動事業費補助金交付要綱の一部改正について提案理由の説明をいたします。

町の補助金の適正化についての方針では、町単独補助金の同一団体への交付は、3 年をもって見直しをすることされております。

例年、川根高校後援会活動事業においては、町民や企業などと連携した特色ある中高一貫校として学校づくりを支援するため教育活動へ補助金を交付しています。今回、補助金の適用期間を令和 8 年度から令和 10 年度までとするものです。

ご審議の上ご採択賜りますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第 20 号 川根高校後援会活動事業費補助金交付要綱の一部改正については、原案のとおり承認します。」

教育長 次に、議案第 21 号 川根本町中学生・義務教育学校後期課程生徒及び高校生海外研修事業実施要綱の一部改正について、を議題といたします。

朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 21 号 川根本町中学生・義務教育学校後期課程生徒及び高校生海外英語研修事業実施要綱の一部改正について提案理由の説明をいたします。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年度から中止して おりますが、令和 6 年度より再開しております。

対象者は、町内に住所を有する中学 2 年生、義務教育学校 8 年生及び高校生としています。

これまで、新型コロナウイルス感染症の影響で参加できなかった生徒への配慮や公平性を考慮し、対象者の変更については慎重に検討し、現状のままとしてきました。

しかし、これまでの事業運用状況や今後の事業の方向性を踏まえ、事業の対象者から高校生を外すこととし、これに伴い要綱の一部を改正するものです。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか」

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第 21 号 川根本町中学生・義務教育学校後期課程生徒及び高校生海外英語研修事業実施要綱の一部改正については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第 22 号 川根本町本川根 B & G 海洋センター条例施行規則の一部改正について、議案第 23 号 川根本町社会体育施設条例施行規則の一部改正について、議案第 24 号 川根本町生涯スポーツ広場条例施行規則の一部改正について、議案第 25 号 川根本町伝統文化伝承館条例施行規則の一部改正について、は関連がありますので、一括議題といたします。

朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第22号 川根本町本川根 B & G 海洋センター条例施行規則の一部改正について、提案理由を説明します。

議案資料 5 ページをご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町本川根 B & G 海洋センター条例施行規則の一部改正は、施設予約システムの導入されることに伴い、予約システムを利用して予約した場合の、使用許可の申請及び使用の許可の一部を改正するものです。

以上、議案第22号、川根本町本川根 B & G 海洋センター条例施行規則の一部改正について説明を終わります。

引き続き、議案第23号 川根本町社会体育施設条例施行規則の一部改正について、提案理由を説明します。

議案資料 6 ページをご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町社会体育施設条例施行規則の一部改正は、施設予約システムの導入されることに伴い、予約システムを利用して予約した場合の、使用許可の申請及び使用の許可の手続き等について改正するものです。

以上、議案第23号、川根本町社会体育施設条例施行規則の一部改正について説明を終わります。

続きまして、議案第24号 川根本町生涯スポーツ広場条例施行規則の一部改正について、提案理由を説明します。

議案資料 7 ページをご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町生涯スポーツ広場条例施行規則の一部改正は、施設予約システムの導入に伴い、予約システムを利用して予約した場合の、使用許可の申請及び使用の許可の一部を改正するものです。

以上、議案第24号、川根本町生涯スポーツ広場条例施行規則の一部改正について説明を終わります。

続きまして、議案第25号 川根本町伝統文化伝承館条例施行規則の一部改正について、提案理由を説明します。

議案資料 8 ページをご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町伝統文化伝承館条例施行規則の一部改正は、

施設予約システムの導入に伴い、予約システムを利用して予約した場合の、使用許可の申請及び使用の許可の一部を改正するものです。

以上、議案第25号、川根本町伝統文化伝承館条例施行規則の一部改正について説明を終わります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第22号 川根本町本川根B & G海洋センター条例施行規則の一部改正について、議案第23号 川根本町社会体育施設条例施行規則の一部改正について、議案第24号 川根本町生涯スポーツ広場条例施行規則の一部改正について、議案第25号 川根本町伝統文化伝承館条例施行規則の一部改正については、原案のとおり承認します。」

6 その他

教育長 その他の議題であります。委員から協議事項はありますか。

(「特になし」の声あり)

教育長 なしと認めます。

7 閉 会

教育長 本日の日程は終了いたしました。

以上をもちまして、令和8年第1回川根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長 石原 一則

委 員 八木 洋子

委 員 松下 陽子

委 員 山本 正和

委 員 森下 正章